

# 仙台市音楽ホール検討懇話会報告書 (概要版)

2019(平成 31)年 3 月

目 次	
第 1 章	検討の基本的考え方
I	懇話会の目的、位置づけ 2
II	仙台市音楽ホール検討の前提課題 2
第 2 章	施設の考え方
I	基本的方向性 5
II	施設の考え方 7
III	事業運営の考え方 12
IV	管理運営の考え方 14
第 3 章	施設整備の考え方
I	立地と事業手法について 15
II	検討の課題 16
III	検討の結果 19
第 4 章	今後に向けて 26

※各見出しに報告書本編でのページを記載しています。

## 第1章 検討の基本的考え方

### I 懇話会の目的、位置づけ

#### 1. 仙台市音楽ホール検討懇話会の目的と位置づけ（本編 P3）

（市民の想いを形に）

- 仙台市音楽ホール検討懇話会（以下、懇話会と記す）は、四半世紀の長きに渡る市民の熱い要望に基づく政策課題である音楽ホールの整備について、これからの時代に向けて音楽ホールを整備するならば、どのような施設であるべきか、どのような場所に整備したらよいか、といった具体的な整備に向けた方向性と課題を明らかにすべく検討を行ってきた。これらの検討結果をとりまとめたのが、この報告書である。

#### 2. 報告書の考え方と役割（本編 P3）

（市としての整備事業の推進に向けた基礎として）

- 懇話会は意思決定の場ではなく、検討の場であり、今後、市として整備の意思決定を行い、「基本構想」や「基本計画」を策定していくうえでの基礎となる考え方、検討の素材を提供することが求められた。
- 報告書としては、必ずしも全ての課題について一つの方向性に絞り込むことはしていない。望ましいあり方を提起しつつも、課題がある場合、また、相反する考え方がある場合にはそれを明確に示している。

### II 仙台市音楽ホール検討の前提課題

#### 1. これまでの経緯（本編 P4）

（音楽ホール整備に向けた、長年の市民の熱い要望を背景に）

- 懇話会は2017年11月に設置されたが、音楽ホールの整備については、1990年代から市民の熱い要望があり、課題になっていた。過去、具体的検討がなされた時期もあったが、実現には至らなかった。
- 2011（平成23）年の東日本大震災の発災と今日に至る復興の過程で、音楽の力が市民の暮らしや地域の再生に大きな役割を果たすことが広く市民に認識されてきたこととあいまって、改めて音楽ホール整備に向けた市民の要望が高まってきた。2015（平成27年）には「楽都・仙台に復興祈念『2,000席規模の音楽ホール』を！市民会議」が地元音楽団体を中心に設立された。
- 「楽都仙台」とは、仙台国際音楽コンクールや仙台クラシックフェスティバルなど仙台を代表する音楽事業や仙台フィルハーモニー管弦楽団が存在することだけではなく、幅広い市民による多様な音楽活動が活発であること示すものであり、それをさらにこれからの時代の市民のプライドとし、仙台のブランドとしていこうという思いがある。その拠点ともなる音楽ホール整備に対する市民の熱い要望、また、地元企業団体等の取組みなどを受けて、懇話会が設置されている。

## 2. 仙台市におけるホール施設の現状と課題（本編 P9）

○ 東北の拠点都市としては、様々な課題が指摘されている仙台市における大型ホールの現状について確認を行った。

- (1) 大型ホールの現状 ～非常に貧弱な状態 1,500席クラスのホールしかない～
- (2) ホール施設の賦存状況 ～専門ホール・多機能ホールともに大型のものが無い～
- (3) 政令指定都市のホール状況 ～2,000席規模のホールが無いのは仙台市だけ～
- (4) 東北6県の大型ホールの動向 ～5県は2,000席規模ホールが揃う～
- (5) 主要ホールの築年数 ～老朽化している大型ホール～
- (6) 主要ホールの利用特性 ～それぞれに利用特性があり役割を果たしている～

## 3. 国の文化芸術政策の動向、ホール施設の変化（本編 P16）

○ 2012(平成24)年に「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律」が制定され、2017(平成29)年には、文化芸術振興基本法が改正され、名称も「文化芸術基本法」となるなど、近年大きく変化してきた国の文化政策やホール施設のあり方について確認をした。

- (1) 国の文化芸術政策の動向 ～文化政策は歴史的転換期にある～
- (2) ホール施設の変化 ～文化芸術の「殿堂」から「新しい広場」へ～

### 【ホール（劇場・音楽堂等）の考え方の変化】

＜従来の考え方＞		＜これからの考え方＞	
趣味ある人のもの	➡	全ての人のもの	・事業活動が変わる
文化芸術の殿堂	➡	新しい広場へ	・運営が変わる
文化芸術の振興	➡	総合政策として振興	・成果が変わる
顧客開発・普及	➡	社会課題解決・社会包摂	・目的が変わる
社会的費用	➡	戦略的な投資へ	・評価が変わる

## 4. 都市仙台の役割と動向（本編 P18）

○ 東北、全国における文化芸術面での都市仙台の位置づけや役割について確認を行った。

- (1) 東北・全国の拠点として ～広域からの集客、交流人口拡大が大切な仙台～
- (2) 都市に求められるもの変わる ～モノからコトへ～

## 5. 音楽ホールの必要性（本編 P20）

### (1) 音楽ホール整備の必要性

○ 仙台市のホール施設等の現状と課題から、音楽ホールを整備する必要性として、以下の9点が挙げられた。

- ①老朽化、陳腐化への対応
- ②広域拠点都市としての役割
- ③新たな文化芸術政策の推進
- ④震災復興過程の文化芸術の力の発展
- ⑤生の音源のための優れた音響性能を持つ大型ホールの整備
- ⑥様々な舞台芸術が適切に運営できる大型ホールの整備
- ⑦広域的・国際的文化芸術大会等が適切に運営できる施設の整備
- ⑧文化芸術の力を活かしたまちづくりの推進
- ⑨市民の要望、期待に応える

(2) 2,000 席規模の生の音源に対する音響重視の高機能多機能ホールの必要性

- 音楽ホールのメインホールは、「2,000 席規模の生の音源に対する音響重視の高機能多機能ホール」と想定され、その理由は以下の5点である。

①2つの異なる専門的性能を持つ高機能多機能ホールが必要である

- コンサートホールと劇場の2つの専門的性能を同時に有する高機能多機能ホールが望まれる。

②2つの異なる大型の専門ホールを整備することは現実的でない

- 専門ホールを複数整備し、運営していける時代ではない。

③積極的な高機能多機能ホールの選択

- 多機能であることを長所として、積極的に活かすホールを目指す。

④最先端の技術を活かし、次代に通用する高機能多機能ホールとする

- 最先端の技術を活かし、今後変化していくアートシーンや表現技術の革新にも対応できるものとする。

⑤2,000 席規模が必要である

- 全国的なホール整備状況を踏まえ、仙台市の都市的位置づけや持てる資源を活かすために、2,000 席規模のホールの整備が必要である。

なお、上記の2,000 席規模、生の音源に対する音響重視、高機能多機能の要件を同時に満たすことは今日の技術水準では十分に実現できるものである。

## 第2章 施設の考え方

### I 基本的方向性

#### 1. 基本的考え方（本編 P23）

##### （1）整備の考え方 ～新しい文化施設の創造～

- 仙台市としての新たな総合的な文化芸術政策を展開するための拠点の整備、「政策的戦略拠点形成」となるものであり、「新しい文化施設の創造」を目指すものである。

##### （2）基本的考え方 ～需要対応からまち創生型の施設を目指して～

- これからの仙台の発展と文化芸術の持つ可能性を踏まえ、3つの点を重視した。
  - ①仙台の特徴をさらに伸ばす
  - ②仙台の持続可能な発展の推進力となる
  - ③文化芸術の持つ力を先進的に地域社会に活かす 復興の力をレガシーへ

#### 2. 理念、目的（本編 P24）

##### （1）理念（設置目的）

- 音楽ホールは、特定の趣味ある人や関心の高い人だけが集まる場ではなく、誰も排除されることなく、全ての市民が集い、交流できる、文化芸術の殿堂ではなく、「新しい広場」としての文化施設とすることが望まれる。

### 「誰もが集い、交流する、広場としての文化施設」

##### （2）目的とねらい

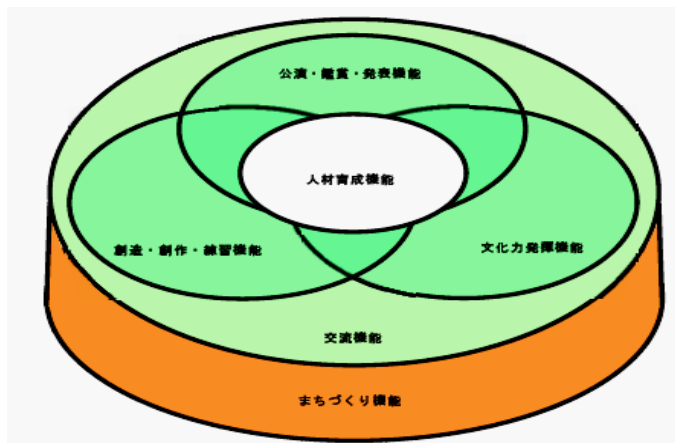
施設の目的	ねらい
■仙台の特徴である実演芸術・市民文化のさらなる振興の拠点形成  <b>（1）市民に支えられた楽都をさらに高める</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国的にみても活発な音楽・舞台芸術など実演芸術をさらに振興していく。</li> <li>○ 多彩な市民文化芸術活動の中核拠点となる。</li> <li>○ 新たな文化芸術創造の拠点、市民とまちに支えられる仙台型「楽都」を創造していく拠点。</li> <li>○ 世界を視野に入れた、東北、日本の文化拠点。</li> </ul>
■文化芸術を通じた創造的なまちづくりの推進拠点形成  <b>（2）文化芸術を介したまちづくりを進める</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ソフト面で広域からの集客が可能な施設とし、都市を代表する魅力的な拠点となる。</li> <li>○ 全ての市民に開かれた交流の場、賑わいの場。</li> <li>○ まち回遊の拠点、他拠点と連携し、まちと一体となった面的広がりのある拠点。</li> <li>○ まちに新しい活力、価値を生み出す力をもたらし、集客力だけではない経済的波及効果を発揮する。</li> </ul>
■震災復興過程の文化芸術の力をさらに発展させていく拠点形成  <b>（3）復興の力となった文化力を社会に活かす</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 震災復興過程で実証された文化芸術の力をレガシーとしてさらに発展させていく。</li> <li>○ 文化芸術の力を多様な地域社会課題の解決に活かしていく新たな文化芸術の推進拠点となる。</li> <li>○ 震災復興から新たな社会創生にむけて、社会包摂や持続可能な社会形成に向けた取組みを進める。</li> </ul>

### 3. 機能構成 (本編 P26)

#### (1) 機能の考え方

- 音楽ホールは、①公演・鑑賞・発表機能 ②創造・創作・練習機能 ③文化力発揮機能 ④まちづくり機能 ⑤交流機能 ⑥人材育成機能の6つの機能を持つ。

【機能構成図】



#### (2) 機能構成

機能	概要
①公演・鑑賞・発表機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多様な実演芸術の公演・鑑賞の機会を提供する。全国的な視点で行われる公演を東北の拠点として受け止める場としていく。</li> <li>○ 市民の多様な実演芸術活動の発表の場とする。</li> <li>○ 文化的な全国大会、地方大会等の開催ができる場とする。</li> <li>○ ホールに限らず、施設内外の多様な場を活用してこの機能の実現を図る。</li> </ul>
②創造・創作・練習機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ①の機能に至る、創造のプロセスを一連のものとして支援する。</li> <li>○ 独自の企画制作活動も想定し、それらを支えることのできる場とする。</li> <li>○ 多様な活動を想定し、多様な仕様、性能をもった場の整備を想定する。</li> <li>○ 地域施設等との役割分担を図り、拠点に必要な機能を整備する。</li> </ul>
③文化力発揮機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 震災復興過程で発揮された音楽・文化芸術の力を地域社会の課題解決、コミュニティの活性化など様々な形で発揮していく拠点としていく。そのための人材育成、手法開発などに取り組む。</li> <li>○ 多様な主体や地域の文化施設等と連携し、市民協働でこの機能の推進の中核的役割を担う。</li> </ul>
④まちづくり機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 整備の段階からまちと一体的に計画し、文化芸術を介してまちの活性化や特徴づくり、回遊拠点となるなど、多様なまちづくりの推進の役割を担い、まちとともに発展をしていく。</li> <li>○ 「新しい広場」として、全ての人が憩い、集える場となり、多様な文化芸術との糸口を提供し、文化芸術振興につなげていく。</li> <li>○ 都市イメージ、市民のまちに対する意識などを高め、音楽ホールがあることが市民の誇りとなり、「楽都仙台」のブランド形成に寄与する。</li> </ul>
⑤交流機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 誰もが日常的に集い、憩い、賑わう場とする。</li> <li>○ 文化芸術を介し、市民や文化団体の交流の場とする。</li> <li>○ 広域的な都市文化観光の拠点、集客・交流の拠点となる。</li> <li>○ まちの他の魅力と連携し、回遊拠点ともなる。</li> </ul>
⑥人材育成機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実演芸術振興、総合的な文化芸術政策展開に係る様々な人材、特に③の文化力を社会に活かしていくための人材の育成を図り、音楽ホールだけではなく、多様な場で活躍できるようにする。</li> <li>○ 専門人材だけではなく、市民、企業、福祉施設や病院、学校等での活動者、ボランティアなど多様な支える人材の支援・育成を図る。</li> </ul>

## II 施設の考え方

### 1. 施設像（本編 P27）

#### （1）施設のあり方

○ 音楽ホールの施設について、以下の6つの視点を持ってそのあり方の検討を行った。

- ①適切なホール整備
- ②機能的施設
- ③発展性ある施設
- ④まちと一体的な、開放的利用ができる施設
- ⑤適切な経費で整備、維持、運営のできる施設
- ⑥立地するまちと親和性の高い施設

#### （2）部門構成

○ 施設は4つの部門から構成される。ただし、それぞれの部門は独立してしまうのではなく、他部門施設と連携して活動したり、あえて他部門の施設を活用したり、融通しあう利用が想定される。さらに全ての施設を使って行われる事業なども想定される。したがって、施設配置や動線なども事業運営や管理運営の計画を十分に織り込んで、計画されることが大切となる。

【4つの部門構成】

部 門	概 要
（1）ホール部門	○ 公演、鑑賞、発表の場となるホールを中心とした部門。舞台、楽屋や搬出入口などバックヤードや客席、ホワイエ、トイレなど観客が利用する部分などの施設群
（2）創作・練習部門	○ ホール部門と連携したりハーサル室、練習室、稽古場、製作場など、公演や発表につながる一連の創造、創作、練習過程を支える施設群
（3）まちづくり部門 （文化力部門）	○ 施設がまちに開かれ、まちを施設に取込み、まちと施設をつなぎ、多様な文化芸術と触れあうことのできるオープンステージなどもある、誰でもが自由に憩い、集える施設群 ○ 他の回遊拠点と連携し、多様な市民が気軽に立寄り、広域からの来館者などが情報を得、まちの魅力を体感できる施設群 ○ 文化芸術を介したまちづくりに係る活動や団体の交流や支援の場、人材育成のためのワークショップ、研修の機会などを企画・提供する施設群
（4）運営・市民協働部門	○ 施設の維持管理、運営を担うための施設群 ○ 新たな文化芸術政策を展開していくための施設群。多様な機関、団体、市民との協働を進め、連携の場となる

## (3) 部門ごとの主な施設の考え方

部門	主要施設概要
(1)ホール部門	<p>(大ホール)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 仙台市の大型ホール施設現状を踏まえ、将来に向けた音楽・舞台芸術等の実演芸術のあり方に鑑み、2,000席規模の生の音源に対する音響重視の高機能多機能ホールを整備する。</li> </ul> <p>(小ホール)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民の活発な実演芸術活動を支援していくとともに、創造的な実演芸術活動を促進していく場として、300～500席程度の多機能小ホールを整備する。</li> </ul> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ いずれのホールも適切な舞台及び舞台設備、バックヤード、観客用施設などを最新の知見に応じて適切に計画するとともに、映像・メディアなど表現に係る技術の革新などに対応できる設備を有する。</li> </ul>
(2)創作・練習部門	<p>(リハーサル室)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ホールの高機能多機能性に対応し、生の音源に対する音響重視のリハーサル室と舞台芸術のためのリハーサル室の2つを整備する。リハーサルだけでなく実験的公演などにも対応できることを想定する。</li> </ul> <p>(稽古場・練習室)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多様な音楽、舞台芸術に対応するために、広さや性能、設備の異なる諸室を複数整備する。なお、国際的な事業、広域の大会開催などを想定し、それらを適切に運営するために必要な諸室数を他部門と併せ確保する。</li> </ul> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制作室、大道具や美術の工房、録音スタジオ、倉庫など、一連の創作活動に必要な諸室を整備する。</li> </ul>
(3)まちづくり部門 (文化力部門)	<p>(施設内広場的空間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ まちと連続して、誰もが気軽に訪れ、憩える空間を設ける。開館時間を通じて多様な人が賑わい、目的を持たずに来ても文化芸術との出会いが演出できるような空間となる。</li> </ul> <p>(交流スペース)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 表現技術の革新などによる実演芸術等の広がりに対応した展示や催事が可能なスペースを設ける。アーティストや市民の様々な交流の場となる。</li> </ul> <p>(文化力を活かすための諸室)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 復興過程で実証された、文化芸術の力を多様な地域社会の課題の解決に活かしていくための活動、人材育成のワークショップや講座などをオープンな場で行うことのできる諸室を設ける。</li> <li>○ ここを基点に、まちの様々な場に出て活動を行うことも想定する。</li> </ul> <p>(サービス施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 従来の公共ホールの例によらず、単独でも来館目的となるような魅力とホスピタリティの高いサービス施設の充実を図る。</li> </ul>
(4)運営・市民協働部門	<p>(施設管理運営諸室)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の管理運営に必要な諸室を設ける。</li> </ul> <p>(文化芸術政策展開のための諸室)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たな総合的文化芸術政策を展開するための諸施設、特に様々な主体、団体との協働の取組みを進めていくために必要な施設を整備する。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 設備機械室、廊下・階段・エレベータ等共通動線などを設ける。</li> <li>○ 駐車場については立地場所が決まった段階で周辺環境を踏まえ検討する。</li> </ul>



## 2. 主要施設の考え方（本編 P30）

## （1）ホール部門

## ①大ホール

大ホール	2,000席規模の生の音源に対する音響を重視した高機能多機能ホール
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ホールが楽器といわれるような、生の音源の響きを活かすコンサートホールに匹敵する音響性能を有するホールと、多彩な演出が可能で、言葉が明瞭に聞こえ、舞台の視認性に優れる劇場の2つの特性を最大限実現するように計画する。</li> <li>○ 従来の多目的ホールとは異なり、今日のホール建築技術や音響設計技術の向上、また音響反射板の性能の向上などによって、それぞれの用途に適したホールとすることが可能であり、さらに最新の知見と技術をもって整備を行うものとする。</li> </ul>
特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 合唱付大編成オーケストラにも対応できるコンサートホール形式と多様な演出を可能とする舞台と舞台設備、オーケストラピットをもった劇場形式に転換ができる。</li> <li>○ 舞台平面と同一平面に必要なものはできるだけ配置を行い、利用しやすい搬出入口・荷解場、十分な楽屋各種（音出し練習可能な楽屋整備）、アーティストラウンジなど適切に充実したバックヤードを整備。</li> <li>○ ホール規模に応じたホワイエ（ホワイエでのコンサートやレクチャーなど単独活用が可能）、適切な数のトイレ、バーカウンターなど適切に充実した観客環境を整備。</li> </ul>
適するジャンル	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ クラシック音楽、合唱、吹奏楽、ポップス、ロック、ジャズ、邦楽、民族音楽など多様な音楽、大型の演劇、オペラ、バレエ、舞踊、ミュージカル、パフォーマンスなど様々な舞台芸術などの利用が想定される。</li> <li>○ 文化芸術の東北大会や全国大会などのメイン会場としての利用が想定される。大会運営に必要な多様な施設は複合して整備していく。</li> </ul>

## ②小ホール

小ホール	300～500席程度の多様な表現活動に対応できる多機能ホール
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民の活発な実演芸術活動を支援していくとともに、創造的な実演芸術活動を促進していく場として、300～500席程度の多機能ホール。</li> <li>○ 市民の活動の場として使いやすく、舞台設営などに過度な労力を必要とせずに利用できるようにする。</li> <li>○ 舞台形式や客席配置なども可変性があり、多様な表現活動に対応できる。</li> <li>○ 全館を利用するような大会、大型事業などでは、大ホールのサブホールや控えの場として利用するなど、汎用性ある利用を想定する。</li> </ul>
適するジャンル	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ クラシックやポップスなど幅広い音楽、演劇、ダンス、舞踊、パフォーマンス、演芸など多様な舞台芸術などの利用が想定される。</li> </ul>

## （2）創作・練習部門

## ①リハーサル室

音楽リハーサル室	オーケストラなど生の音源の演奏に対応したリハーサル室
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 4管編成のオーケストラが演奏可能な広さで、天井の高さも確保し、大ホールをコンサートホール形式にした場合の音響条件にできるだけ近づけたリハーサル室とする。</li> <li>○ オーケストラ等器楽演奏、合唱などの公演のためのリハーサル、練習活動の場と想定する。</li> <li>○ リハーサルの公開、またワークショップや体験的な講座、幼児や乳児などを対象とした小規模な公演などにも対応できるようにする（小規模な観覧席を想定する）。</li> <li>○ 大型の全国大会の開催時には、出演前の音だし、声だしが可能な部屋として活用できるようにすることも想定する。</li> </ul>

舞台芸術リハーサル室	演劇、ダンス、パフォーマンスなど多様な舞台芸術のリハーサル室
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大ホールのアクティングエリアと同じ広さを確保し、床、バトンなども、主ホールの舞台、舞台設備にできるだけ近づける。一辺の壁には一面に鏡を配する。天井高さも十分に確保する。</li> <li>○ 主ホールでの公演のリハーサル、通し稽古などに適したリハーサル室とする。</li> <li>○ オペラ、バレエ、演劇、舞踊などの公演リハーサル及び、練習活動の場とする。</li> <li>○ ワークショップや体験的な講座、幼児や乳児などを対象とした小規模な公演などにも対応できるようにする。</li> <li>○ 大型の全国大会などの開催時には、出待ちの控室や楽器ケース等の置場など、運営上の主要施設として機能させることを想定する。</li> </ul>

## ②練習室・稽古場

練習室・稽古場	多様な規模、性能、設備を持った練習室・稽古場
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生の音源によるクラシック音楽、電氣的拡声を行うポップス音楽、演劇、ダンス・舞踊など、それぞれの活動に適した練習・稽古の場を整備する。大、中、小など規模の異なる室を複数整備する。録音編集室も計画する。</li> <li>○ 自主制作事業などを想定した利用、ホール等での公演や発表を目指した練習・稽古利用だけではなく、日常的な活動での利用をも想定する。</li> </ul>

## ③製作場・工房

製作場・工房	舞台芸術等における制作、公演活動に必要な工房等
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自主企画制作事業の実施や市民の創造・創作活動のために、また、それらに裾野の広い市民の参画を進めるために、大道具や小道具、衣装などの製作、加工をする場を設ける。</li> <li>○ 学校での演劇部活動などと連携して、専門的な技術指導や体験・育成事業を行う場としても活用が想定される。</li> </ul>

## (3) まちづくり（文化力）部門

## ①まちに開かれた広場・交流スペース

施設内広場的空間	誰でもが気軽に立寄り、憩うことのできる広場
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ まちに開かれ、開館時間中は誰でもが自由に出入りし、憩うことができる。ホールで催事が無い時でも、文化芸術との出会いや触れ合いがあり、表現の場ともなりうる、施設の中の「広場」となる空間を想定する。</li> </ul>

## ②文化力を活用するための諸室

オープンアトリエ	震災復興の中で発揮された文化芸術の力をさらに発展させる場
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域社会課題の解決に向かう文化芸術活動など、新たな文化芸術の役割を推進していくための人材育成のワークショップや講座の実施、子ども達の自由な表現活動の場など、できるだけ多くの人の眼に触れる空間で行われることを想定する。</li> </ul>

## ③その他まちの新たな魅力となる空間

その他	市民の誇りとなり、まちの新たな魅力となる空間
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 杜の都仙台を象徴する緑を活かしたり、都心部らしい憩いの空間を提供したり、文化芸術との新しい出会い方ができる場を設けるなど、市民の誇りともなり、広域からの誘客にもつながる魅力ある空間を想定する。</li> </ul>

## 3. 施設の規模（本編 P36）

## （1）規模の考え方

○ 施設の規模については、敷地が明確になっていない現段階においては、以下の3つの考え方を基本に、必要な諸室を想定し、積算を行った。立地や敷地が確定した段階で再度精査が必要となる。

- ①必要な各諸室を想定し、それぞれホール建築計画上適切な面積を設定する
- ②主要施設は平面配置を前提とする
- ③機能連携が必要な諸室はそれを前提に想定をする

## （2）規模の想定

部門	施設部門構成	床面積
ホール部門	○大ホール：2,000席規模の生の音源に対する音響重視の高機能多機能ホール（7,500㎡程度） ○小ホール：300～500席程度の、多様な表現活動に対応できる多機能ホール（1,400～1,600㎡程度）	8,900 ～9,100㎡
創作・練習部門	○音楽リハーサル室（450㎡程度） ○舞台芸術リハーサル室（500㎡程度）、 ○稽古場・練習室群（520～570㎡程度） ○製作工房、録音スタジオ、倉庫など（230～380㎡程度）	1,700 ～1,900㎡
まちづくり部門 (文化力部門)	○エントランス広場：開放的で多彩な催事も開催可能な十分な広さのあるエントランスロビー。目的がなくても滞在できる憩いの場 ○サービス施設：周囲に開かれたオープンカフェ、アートカフェ、ショップなど ○文化力を活用するための諸室：ワークショップルーム、オープンアトリエ、子どものアトリエ、工房、講座室など、復興過程で発揮された文化芸術の力を継承・発揮させ、社会課題の解決に取り組む活動とするための場 ○交流スペース：表現技術の革新などによる実演芸術等の広がりに対応した展示・催事などを通して交流する場 ○その他：立地、敷地等の条件によるが、屋外映像施設、パフォーマンス広場、縁日・お祭り広場など屋内外空間を活用した施設を検討する	2,750 ～4,050㎡
運営・市民協働部門	○施設管理運営諸室：管理事務室、防災センターなど施設を管理運営していくための施設管理運営諸室 ○地域連携推進諸室：文化芸術によるまちづくり推進、社会課題への活用などを行う地域連携推進室など	1,550 ～1,750㎡
その他 共通動線等		12,100 ～13,200㎡
合計（延床面積） ※附置義務駐車場面積を除く		27,000～30,000㎡
※必要となる建築面積の想定（9,000㎡から11,000㎡）		

### Ⅲ 事業運営の考え方

#### 1. 事業運営の考え方（本編 P37）

- 音楽ホールの理念（設置目的）及び3つの目的、6つの機能を具体化するものとして、  
①実演芸術事業、②まち文化力事業、③中枢拠点事業の3つの事業の柱を設定した。

#### 2. 事業運営の方向性（本編 P39）

##### （1）実演芸術事業

事業名	事業項目	活動・事業例示
実演芸術 事業	楽都事業	○ 仙台国際音楽コンクール・仙台クラシックフェスティバルの主要会場、仙台フィルハーモニー管弦楽団の公演など。
	公演事業	○ 国内の先導的施設との連携ネットワークによる優れた実演芸術の公開、社会包摂の視点に立った幼児・子ども・障害者等への鑑賞機会提供など。
	制作事業	○ 多様な制作過程に市民が参画する総合舞台芸術の制作、国内他施設との共同制作など。
	育成事業	○ 子ども等次世代育成、高校・中学などの実演芸術関連部活動等の育成、クリニック、実演芸術に係る体験的講座、スキルアップ講座など。
	貸館事業	○ 仙台のホール現状課題を踏まえ整備するホールであり、その特性を活かし、多様な活動に公演の場を提供することが重要な役割であると考えられる。プロフェッショナル、興行的な利用だけではなく、市民活動、学校などの利用も含め、施設利用者から選択され、使われる施設となり、来館者からここで鑑賞したいと言われるような魅力的な貸館事業を検討していく。 ○ 管弦楽、合唱、吹奏楽、オペラ、バレエ、ダンス、ポップス、ミュージカル、演劇、能楽、歌舞伎、邦楽・邦舞、パフォーマンス、芸能、演芸、メディア・アート、新たな表現技術を駆使した公演など、多様な実演芸術活動に場を積極的に提供する。また、全館を利用するような文化芸術に関する大会などの開催ができるようにする。 ○ 市民利用施設予約システムとは異なる予約システムの検討が必要と考えられる。

##### （2）まち文化事業

事業名	事業項目	活動・事業例示
まち 文化力 事業	まちづくり 事業	○ 「楽都」のとらえ方を「楽しみの都」に広げ、まちづくりのなかに文化芸術を位置付ける。特に立地する周辺地域に対しては、文化芸術によるエリアマネジメント、施設内外でのまちイベントの開催などによる新たなまちの魅力創出、創造的な界限形成、回遊性の向上などを図り、集客力を高め、交流人口の拡大につなげる。
	文化力 活用事業	○ 震災復興過程で大きな成果を挙げた、文化芸術の持つ力を地域社会課題、市民生活課題の解決に活かしながら、地域や暮らしに根ざした文化芸術の推進を図る。教育、福祉、介護、医療、地域商業、コミュニティなどテーマごとのプロジェクトを立ち上げるなど、モデル事業を専門機関や市民団体等と連携して取組むなどが考えられる。

## (3) 中枢拠点事業

事業名	事業項目	活動・事業例示
中枢拠点 事業	人材育成 事業	○ 従来のホールマネジメント人材だけではなく、まちづくりや社会的課題と文化芸術の橋渡しができる人材など、文化芸術の多様な価値を推進していくための人材を育成する。市域の文化施設の運営人材だけではなく、障害者施設など多様な分野の施設の人材、地域で活動している市民団体の人材など、幅広い視点で人材育成に取り組む。
	地域連携 事業	○ 文化芸術によるまちづくりの推進、文化芸術の力を地域社会課題や市民生活課題の解決に活かす、といった文化芸術の多様な価値を活かして市民生活とまちの活性化を図る取組みを市域全体に広げていくために、提言を行ったり、情報提供、相談など、中間支援的な役割を果たす。 ○ 人材育成事業と連動しながら、市域のホール施設や文化団体など様々な主体との連携を図り、協働事業などの展開により、地域施設の活性化につなげるとともに、各施設を拠点として市域全体に音楽ホールの目指す活動を広げていく。

## 3. 事業運営の課題（本編 P40）

## (1) 事業運営構築の課題

- 事業運営構築の課題として以下の3点が指摘される。

- ①仙台市文化芸術振興の方向性との総合的な検討
- ②想定される事業の具体的検討、既存事業との関係等の検討
- ③できることから先行的に取り組む

## (2) 今後の整備事業の進め方との関係

- 整備事業手法の選択にはどのような事業を行うのかといったソフト面の要件が重要な判断基準となることもあるため、以下の3点が指摘される。

- ①ハードとソフトが対話して整備事業が進められる体制づくり
- ②運営組織や体制のあり方を想定した事業手法の検討
- ③事業運営から施設や設備等の要件の検討

## IV 管理運営の考え方

### 1. 管理運営の考え方（本編 P41）

#### （1）管理運営組織部門

- 「ホール部門」、「創作・練習部門」、「まちづくり部門（文化力部門）」、「運営・市民協働部門」の4つの施設部門を管理運営し、「実演芸術事業」、「まち文化力事業」、「中枢拠点事業」の3つの事業の柱を展開していくために、以下のような管理運営組織を想定した。

【管理運営組織部門】

部門	所 掌 概 要
事業部門	実演芸術事業 : 楽都事業、公演事業、制作事業、育成事業 まち文化力事業 : まちづくり事業、文化力活用事業 中枢拠点事業 : 人材育成事業、地域連携事業
運営部門	貸館事業、営業、施設プロデュース、誘致・協力、施設広報・情報事業
技術部門	舞台機構、照明、音響等舞台技術管理及び運用 施設内外の演出技術支援、舞台技術育成事業など
維持管理部門	施設設備の維持管理、清掃など環境管理警備など安全管理、防災管理
経営部門	経営計画・評価、総務業務、パブリックリレーションズ、フェンドレイズなど

#### （2）管理運営の考え方

- 管理運営の基本的な考え方として以下の5点を提起した。

- ①各部門が連携した総合性ある管理運営
- ②専門人材の確保、専門人材の育成
- ③貸館事業と自主事業のバランス
- ④全ての人のための施設としてのサービス向上
- ⑤積極的な情報公開、パブリックリレーションズの重視

### 2. 管理運営組織の考え方（本編 P42）

- 管理運営組織を考える上で重要な、運営方式及び専門人材のあり方について明確にしておく必要を指摘した。

（1）運営方式 ～市が直接運営か指定管理者制度か～

（2）運営専門人材、責任者のあり方 ～事業運営、管理運営の方針に基づき判断すべき～

### 3. 管理運営の課題（本編 P43）

- 管理運営についても設計や施工に先んじて検討していくべきことから主要な課題について提起を行った。

#### （1）管理運営構築の課題

- ①従来のあり方にとらわれない管理運営のあり方検討
- ②人材の問題

#### （2）今後の整備事業の進め方との関係

- ①管理運営のあり方を想定した上での事業手法の検討
- ②運営経費の課題

## 第3章 施設整備の考え方

### I 立地と事業手法について

#### 1. 立地検討と懇話会の役割（本編 P45）

##### （1）音楽ホールの立地について ～望ましい建築面積の確保と都心部立地～

- 第2章で提起したように、音楽ホールの全体規模は、必要な駐車場面積を除いて 27,000 m<sup>2</sup>から 30,000 m<sup>2</sup>程度、建築面積が 9,000 から 11,000 m<sup>2</sup>程度と整理された。また、立地に関しては、市の都心部への立地が望ましいという方向性が確認された。
- このような条件を踏まえ、音楽ホールの立地が可能と考えられる「検討候補地」を市から提起を受け、それら候補地について検討を行った。

##### （2）懇話会の役割 ～専門的、客観的な視点からの検討 選択は市の役割～

- 懇話会では、仙台市音楽ホール検討懇話会設置要綱第6条に基づき、立地検討専門部会を設置し、専門委員2名を加え、専門的な見地を交えて検討を進めた。
- 立地場所や事業手法を決定するのは市の役割であり、懇話会が候補地を絞り込んだり、決定したりするものではない。市としての検討と決定に資する情報や考え方を提供することが役割である。

#### 2. 検討の視点と検討結果の報告（本編 P46）

##### （1）検討の視点

- 懇話会では、以下の6点の視点から検討を行った。この結果を踏まえ、検討候補地ごとの特性・課題等について整理を行った。懇話会としての意見の統一、優劣の判断は行っていない。

1. 施設整備の視点からの検討
2. 動線の視点からの検討
3. 音楽ホールの目的、ねらいの実現可能性
4. まちづくり、都市計画方針との整合性
5. PPP・事業手法などを検討していく上での可能性と課題
6. 候補地個別の状況で勘案すべき課題

##### （2）検討結果の報告

- この検討過程で、個々の候補地の検討結果だけではなく、立地選択及び事業手法選択に向けた考え方やありか方の提起を行うこととした。
- これは、仙台市基本計画や都市計画マスタープランなど、まちづくりの基本的な方針の改訂を行っているタイミングであり、また、大きな社会変化が想定されるこれからの時代において、持続可能な成長を目指し、仙台に新しい価値と魅力を生み出す、新しい概念の文化施設である音楽ホール整備事業をより望ましいものとするための提起である。

## II 検討の課題

### 1. 検討候補地（本編 P47）

#### （1）検討候補地一覧

○ 市から提起のあった検討候補地は以下のとおりである。

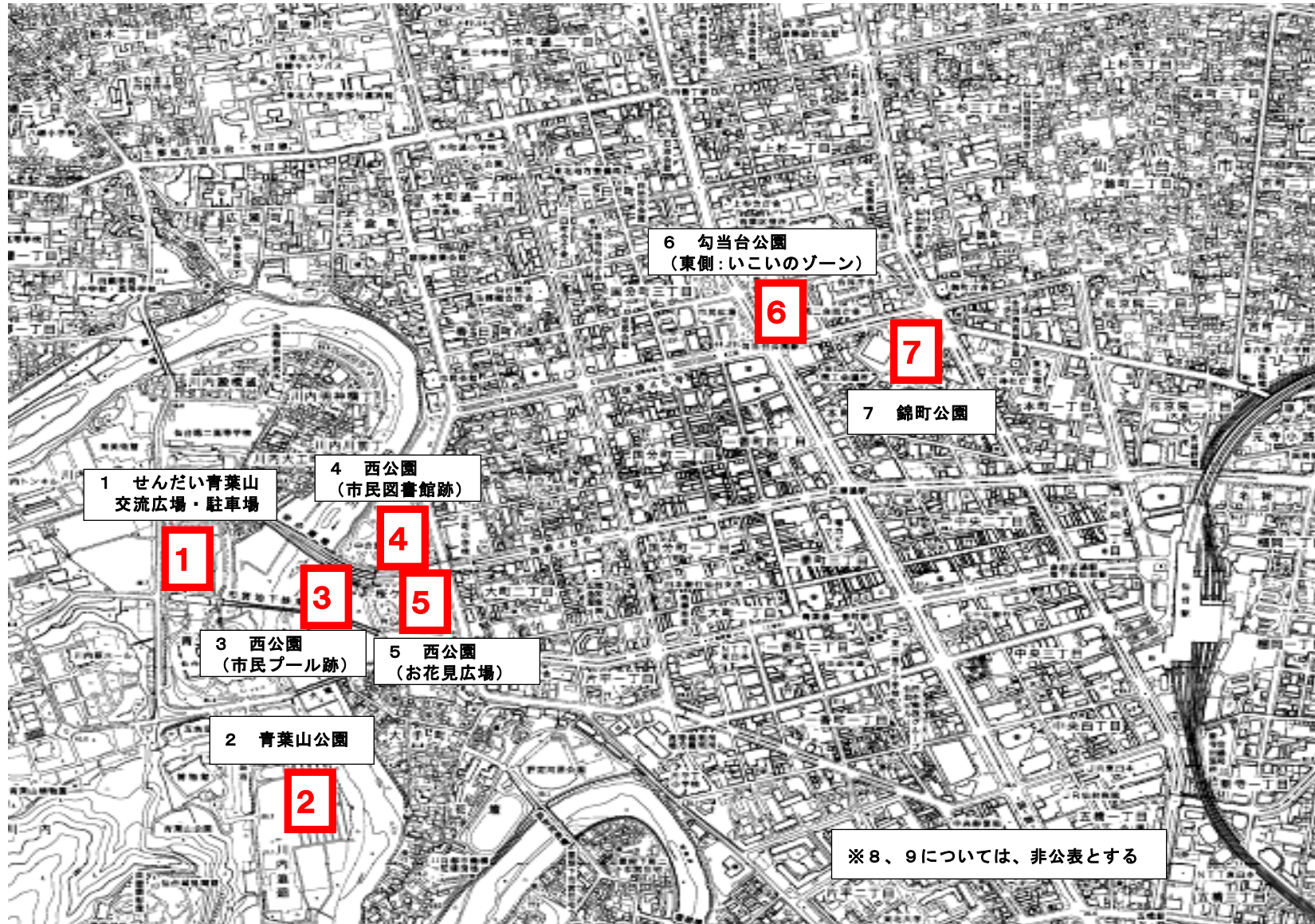
検討候補地名	所有面積	用途地域等	その他
No 1 青葉山交流広場	市有地 ※一部東北大学所有地 敷地面積約 19,200 m <sup>2</sup>	第二種住居地域 (60%/200%) 特別用途地区：文教地区 高さ制限 30m(景観重点区域)	埋蔵文化財包蔵地
No 2 青葉山公園	国有地 ※一部、市有地 敷地面積（公園面積） 約 421,000 m <sup>2</sup>	第二種中高層住居専用地域 (60%/200%) 特別用途地区：文教地区 環境保全区域・高さ制限 20m(広瀬川条例)※	埋蔵文化財包蔵地
No 3 西公園 (市民プール跡)	市有地 ※一部、国有地 敷地面積（公園面積） 約 108,000 m <sup>2</sup>	第二種住居地域 (60%/200%) 環境保全区域・高さ制限 20m(広瀬川条例)※	埋蔵文化財包蔵 保存樹林あり※
No 4 西公園 (市民図書館跡)	市有地 ※一部、国有地 敷地面積（公園面積） 約 108,000 m <sup>2</sup>	第二種住居地域 (60%/200%) 高さ制限 40m(景観重点区域)	埋蔵文化財包蔵地 保存樹林あり※
No 5 西公園 (お花見広場)	市有地 ※一部、国有地 敷地面積（公園面積） 約 108,000 m <sup>2</sup>	敷地面積約 108,000 m <sup>2</sup> 第二種住居地域 (60%/200%) 高さ制限 40m(景観重点区域)	埋蔵文化財包蔵地 保存樹林あり※ 保存樹木（臥竜梅） あり※
No 6 勾当台公園 (東側：いこいのゾーン)	市有地 ※一部、国有地 敷地面積約 14,200 m <sup>2</sup>	商業地域 (80%/500%) 高さ制限 60m(緩和で 80m)	都市公園・都市計画公園の廃止が必要 保存樹林あり
No 7 錦町公園	市有地 敷地面積約 17,400 m <sup>2</sup>	商業地域 (80%/500%) 高さ制限 80m (緩和で制限なし)	都市公園・都市計画公園の廃止が必要
No 8 民有地(再開発)	相手方の申し入れに基づき検討を行ったが、相手方より非公表についての申し入れがあったため、公表しない。		
No 9 民有地(購入)	音楽ホールを整備しうる敷地の一例として検討を行ったものであり、地権者・周辺地域に影響が及ぶのを避けるため、公表しない。		

注)高さ制限については、市条例による絶対高さ制限を明記している。(建築基準法上の高さ制限等は、別途かかる。)

注)※印については報告書 P50～P53 を参照



(2) 検討候補敷地の位置図 ※番号に対応した検討候補地名等は次ページ示している



2. 事業手法 (本編 P54)

【事業手法の比較】

発注方式	従来方式	DB(デザインビルド)方式 ECI(アール-コンストラクションイノベーション)方式		DBO方式	PFI方式			リース方式					
		ECI方式			BTO	BOT	BOO						
概要	基本設計、実施設計、施工をそれぞれ発注する。運営段階は、直営か指定管理によるが、維持管理・運営事業の切り分けについては設定による。	DB：施工を一括して発注する方式。基本設計は従来どおり実施し、実施設計・施工の一括もある。 ECI：施工会社が設計に技術提案・協力行い見積る。 DBO：施設の維持管理も包括する方式			民間事業者が資金調達を行い、設計、施工し、維持管理、運営・事業まで合わせて発注する方式(指定管理を上掛けすることになる)。運営・事業は分離する場合がある。所有権をどのタイミングで移管するかの違いがある。			民間事業者が施設を建設し、市がリースする方式。設計、施工、維持管理、運営事業を包括するか分離するか選択。					
建物所有	竣工後運営期間 事業期間満了後	市 市	市 市		市 市	民間 市	民間 民間	民間					
資金調達		市	市		民間資金			民間資金					
発注区分	基本設計	分離発注		分離発注	包括発注	技術協 見 積 方 式 工	包括発注	包括発注 (長期)	包括発注 (長期)	包括発注 (長期)	包括発注 (長期)	設定は自由	設定は自由
	実施設計	分離発注		包括発注									
	施工	分離発注											
	施設維持管理	直営	指定管理	指定管理	指定管理	新定管理	指定管理	SPC 指定管理	SPC 指定管理	SPC 指定管理	指定管理	指定管理	
	運営												
事業													
発注形態		仕様発注		性能発注(基本設計分離部分は仕様発注)			性能発注			仕様発注または性能発注			
従来方式 に対する コスト削減	建設	-		施工者の資材、工法、工期などのノウハウを設計に反映できるため、コスト削減が期待される。			施工者の資材、工法、工期などのノウハウを設計に反映できるため、コスト削減が期待される。			包括発注する範囲によるが、コスト削減が期待される。			
	維持管理	-		施工者のノウハウを設計に反映できればコスト削減が期待される。PFIに匹敵する			維持管理を見越した設計が可能となり、コスト削減効果が期待される。			包括発注する範囲によるが、コスト削減が期待される。			
	運営	-		従来同等だが運営に対する理解度による差異がある			長期包括発注によるコスト削減効果が期待される。			包括発注する範囲による。			
財政負担の平準化		一般財源負担は集中、起債部分は平準化		一般財源負担は集中、起債部分は平準化			事業期間平準化される			平準化される			
メリット	段階毎に仕様を確認して発注するため、発注者の求める性能を確保しやすい。維持管理・運営・事業が別発注のため、需要変化や社会変化に対する長期リスクに対応しやすい。指定管理者制度の導入で運営面の民間ノウハウ活用は可能となる。	基本設計分離の場合、発注性能を確保しやすい。(包括した場合は性能確保のための工夫が必要) 特殊な建築物や工法を要する場合でも、工期短縮、コスト削減などが期待できる。維持管理・運営・事業が別発注のため、需要変化や社会変化に対する長期リスクに対応しやすい。		施設設計から施工、維持管理、運営まで民間事業者のノウハウ・創意工夫を活かすことが期待できる。工期短縮や建築コスト、ライフサイクルコスト削減の可能性がある。BOT、BOOの場合に減価償却が発生せず、固定資産税収入がある。建設費、維持管理費、運営費全てを含めて平準化して支払うことができる。サービス施設や収益施設などが複合する場合は有効に機能する。			事業期間が限られ、比較的軽易な施設の場合に有効である。短期に整備でき、整備費も安価になる場合が多い。市側に減価償却が発生せず、固定資産税収入がある。						
デメリット	各業務が分轄して発注されるため、コスト削減が業務区分ごとになり、一体的取組みがない。一貫してマネジメントする体制を別に考える工夫が必要となる。	事業者の決定に時間を要する場合がある(決定後は比較的早期に施設整備が可能となる)。基本設計を包括した場合、発注者が求める性能を確保するための工夫が必要となる。性能発注のため、求める性能を確保、確認するための工夫が必要となる。			特殊な建築物や工法を要する場合などは、実施のための準備図書の見直しや、事業者選定に時間を要する。簡易化されてきたが、PFI法に基づく手続きに追加的時間を要する。性能発注のため発注後の意向反映は難しい。また、求める性能が確保されているか確認していく工夫が必要となる。官民資金調達コスト差等により、コスト削減効果が相殺される場合もある。需要変化、社会変化に対応するためのリスク対策が必要となる。			事業期間が短い場合が多いので、リース料が高くなり、費用負担は大きくなる可能性がある。施設や設備に対する発注者の求める性能の反映が難しい。					
事例	ホールは特殊性が高く、需要変化もあり、運営では指定管理制度となるので、このタイプは依然多い。 ●まつもと市民芸術館 (大ホール 1,600席 高機能劇場) 注)事業全体を一貫するプロジェクトマネジメント(PM)や施工段階でのコンストラクションマネジメント(CM)の導入などが増えている。	●小田原市民文化ホール (30年設計、31年施工、33年開館大ホール 1,100席程度)		●下関市生活学習プラザ			●いわきアリオス (運営事業は直営、維持管理はSPC、BTO約18年、大ホール1,705席・多機能) ●徳の国とはは芸術劇場プラットフォーム (財団が指定管理 BTO約19年、劇場778席、プロデューサー設置) ●静岡市清水文化会館マリナート (SPCが指定管理 BTO約17年、大ホール1,500席・多機能) ●杉並公会堂 (SPC・運営会社 BOT約33年、大ホール1,190席・音楽専用)			●札幌市民ホール (リース期間5年、満了後市に移管、民間事業者が指定管理者、大ホール1,500席・多機能)			

### Ⅲ 検討の結果

#### 1. 候補地検討の結果（本編 P58）

##### （1）候補地検討における課題

○ 検討候補地の検討を進めるなかで、具体的に立地場所を選定する段階で考慮すべき課題、考え方などについて提起をすることが望ましいと考えられた。以下の5点を提起した。

- ①音楽ホールの目的・狙いを実現できなければならない
- ②仙台都心部の将来像との整合性がとられなければならない
- ③音楽ホールと周辺のまちのセットで考える必要がある
- ④現状からの発展拡充型で考えるか、将来に向けた開発創造型で考えるかの判断が必要である
- ⑤検討候補地はそれぞれに課題があり、個別課題への対応が必要である

##### （2）音楽ホール整備全体に係る課題

○ 候補地の検討は、音楽ホール整備事業の進め方全体に係る課題に関わることから、特に以下の4点が提起された。

- ①市民の理解と合意形成への持続的で精力的な努力を行うことについて
- ②都心部立地における駐車場のあり方（公共交通機関優先の考え方）について
- ③適切なスケジュール管理について
- ④都心部の文化施設の再編整備とまちづくりの連携について

## (3) 検討結果の整理

検討候補地名	検討における主な意見
<b>No1</b> <b>青葉山交流広場</b>	<p>○高さ制限が30mであり、地下部分が広瀬川水面を下回る可能性はあるが、対応は可能である。十分に広く、建築は可能である。</p> <p>○賑わいのある場所からは距離があり、まちの回遊の拠点となり、まちの活性化につなげるという音楽ホールが想定する目的の実現は難しい。</p> <p>○一方、地下鉄東西線国際センター駅前と利便性は高く、仙台国際センターとの連携も期待できる。都市観光エリアとしての整備など、都心部西側のこれからの開発、将来像によっては可能性がある。</p> <p>○東北大学所有地（有償借用）があり、音楽ホール整備への了解が必要となる点は不確定要素である。</p>
<b>No2</b> <b>青葉山公園</b>	<p>○公園施設（教養施設）として整備が可能であるが、高さ制限が20mであり、地中にホールの一部を沈めることになるため、建築は不適である。</p> <p>○仙台城址史跡周辺地区であり、史跡復元堀に近接し、江戸期の埋蔵遺構の存在も確認されている。宮城、伊達の重要な文化財である可能性もあり、これらの文化資源を活かす方向で考えるべきである。</p> <p>○既に進められている隣接する公園センターエリア整備との整合性がとれない。搬出入車両のための重量車両の道路の敷設なども難しい。</p> <p>○賑わいのある場所からは距離があり、まちの回遊の拠点となり、まちの活性化につなげるという音楽ホールが想定する目的の実現は難しい。</p>
<b>No3</b> <b>西公園</b> <b>(市民プール跡)</b>	<p>○公園施設（教養施設）として整備が可能であるが、高さ制限が20mであり、地中にホールの一部を沈めることになるため、建築は不適である。</p> <p>○接する西道路との高低差が10m近くあり、搬出入車両や一般車両の処理に課題がある。</p> <p>○保存河岸段丘（防空壕含み）、東西線高架などがあり、有効に使える敷地面積は狭く、形状も整形でなく、敷地として適さない。</p> <p>○まちの回遊の拠点となり、まちの活性化につなげるという音楽ホールが想定する目的の実現には相当の工夫が求められる。</p>
<b>No4</b> <b>西公園</b> <b>(市民図書館跡)</b>	<p>○公園施設（教養施設）として整備が可能であり、設計自由度も高く、立地を活かした施設整備が可能である。</p> <p>○西公園の緑の景観とシンボリックな音楽ホールが融合すれば新しいランドマークとなっていく可能性がある。</p> <p>○仙台宮城インターチェンジからは都心部を通らずにアクセスできるなどの利点がある。</p> <p>○賑わいのある場所からは若干距離があり、まちの回遊の拠点となり、まちの活性化につなげるという音楽ホールが想定する目的の実現には工夫が求められる。</p> <p>○上記の目的の実現のためには、定禅寺通、広瀬通、青葉通などと西公園との一体的なまちづくりや人の流れ、回遊性を向上させる基盤整備など、都心部西側に人を呼び込むための取組みが必要である。</p> <p>○東側に小学校が位置していることなどから、まちの賑わい創出の効果が十分に広がらない懸念もある。</p>

敷地として利用するために必要な手続き等
<ul style="list-style-type: none"> <li>○仙台市観光交流施設条例の改正（公の施設の廃止）</li> <li>○仙台国際センターとの一体的指定管理の解消</li> <li>○第二種住居地域、文教地区であり公聴会等を経た仙台市建築審査会の許可</li> <li>○埋蔵文化財の発掘調査</li> <li>○国補助事業により再整備を行った敷地である</li> <li>○広瀬川河岸の景観に対する配慮から、仙台市広瀬川清流保全審議会への報告が望ましい</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○杜の都の環境をつくる審議会での議論のうえ、青葉山公園整備計画の変更</li> <li>○第二種中高層住居専用地域、文教地区であり公聴会等を経た仙台市建築審査会の許可</li> <li>○埋蔵文化財の発掘調査</li> <li>○仙台市広瀬川清流保全審議会での議論が必要</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○杜の都の環境をつくる審議会での議論のうえ、西公園再整備計画の変更</li> <li>○第二種住居地域であり公聴会等を経た仙台市建築審査会の許可</li> <li>○保存樹林の伐採・移設について杜の都の環境をつくる審議会での審議</li> <li>○埋蔵文化財の発掘調査</li> <li>○仙台市広瀬川清流保全審議会での議論が必要</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○杜の都の環境をつくる審議会での議論のうえ、西公園再整備計画の変更</li> <li>○第二種住居地域であり公聴会等を経た仙台市建築審査会の許可</li> <li>○保存樹林の伐採・移設について杜の都の環境をつくる審議会での審議</li> <li>○埋蔵文化財の発掘調査</li> <li>○大町西公園駅からのバリアフリーアクセスとなる歩道橋の整備</li> <li>○国補助事業により公園として再整備を行った敷地である</li> <li>○広瀬川河岸の景観に対する配慮から、仙台市広瀬川清流保全審議会への報告が望ましい</li> </ul>

検討候補地名	検討における主な意見
<b>No5</b> <b>西公園</b> <b>(お花見広場)</b>	<p>○公園施設（教養施設）として整備が可能であり、保存樹木「臥竜梅」の保存も可能である。しかし、10年をかけて新たなお花見の場として整備し、市民に親しまれ、利用されている現実があり、それを失くすことは市民から望まれない。</p> <p>○保存樹木「臥竜梅」や仙台の歴史に係る石碑・記念碑、櫻岡大神宮の存在などにより、大規模な施設整備を行う場所ではない。</p> <p>○桜、臥竜梅、仙台の歴史に係る石碑・記念碑など、既存の価値・資源を継承・発展させるべきである。</p> <p>○大町西公園駅から至近であり、アクセスは良いが、賑わいのある場所からは若干距離があり、まちの回遊の拠点となり、まちの活性化につなげるという音楽ホールが想定する目的の実現には工夫が求められる。</p>
<b>No6</b> <b>勾当台公園</b> <b>(東側:いこいのゾーン)</b>	<p>○都市計画公園の廃止が前提となるため、この場所に音楽ホールを整備することのまちづくり上の意義やエリア全体としての公園機能のあり方などについて、広く市民の合意を形成する必要がある。</p> <p>○都心部を代表する公園であり、多くのイベントが開催され、市民に親しまれ定着している。それを失くすことは市民から望まれない。</p> <p>○敷地目いっぱい必要とし、保存樹木の伐採・移設の必要がある。その他の樹木や花壇、河岸段丘や復元四ツ谷用水を残すことは難しい。</p> <p>○庁舎建替えとの相乗効果なども期待でき、音楽ホールの目的を達成するうえでは適している。</p> <p>○市庁舎整備の検討過程でも活用が検討されたが見送られた経緯がある。既存の価値・資源を継承・発展させるべきである。</p>
<b>No7</b> <b>錦町公園</b>	<p>○都市計画公園の廃止が前提となるため、この場所に音楽ホールを整備することのまちづくり上の意義やエリア全体としての公園機能のあり方などについて、広く市民の合意を形成する必要がある。</p> <p>○定禅寺通の延長にあり、本町周辺への賑わいの創出、都市更新の誘発効果、都心部全体の回遊路の広がりなど、都心部の厚みを増す可能性のある立地である。</p> <p>○搬出入車両等の車路の確保に工夫は必要であるが、JRや高速バス利用者など広域からのアクセスも容易であり、複数の歩行アクセス路があるなどの強みもある。</p> <p>○東北圏、広域からの集客を行うといった政策に合致する立地である。</p> <p>○ビフォー・アフターの過ごし方、まち回遊といった点でも優れている。</p> <p>○工事期間の周辺への影響やこの場所に巨大な建築物ができることで圧迫感が生じることが懸念される。</p>
<b>No8</b> <b>民有地(再開発)</b>	<p>○保留床を使用して施設を整備することとなり、単独整備の場合と比べ、コストアップのリスクが高い。</p> <p>○敷地面積に余裕がなく、音楽ホールの目的、機能の達成ができるかどうか課題である。</p> <p>○民間施設と公共施設が重なる形となるため、搬入出や人の動線を適切に確保できるかが課題である。</p> <p>○多様な地権者が存在すると考えられ、再開発の合意形成に時間を要する可能性があるなど、不確実要素が大きい。</p> <p>○中長期的に視点に立つと、大規模改修や修繕などを行う場合に複合化されたビルでは支障が出る場合がある。</p>
<b>No9</b> <b>民有地(購入)</b>	<p>○現状、音楽ホールを整備しうる敷地においては、まちの回遊の拠点となり、まちの活性化につなげるという音楽ホールが想定する目的の実現は難しい。</p> <p>○敷地取得の費用を要する。</p> <p>○民間所有地であり、不確実要素が非常に大きい。</p>

## 敷地として利用するために必要な手続き等

- 杜の都の環境をつくる審議会での議論のうえ、西公園再整備計画の変更
- 第二種住居地域であり公聴会等を経た仙台市建築審査会の許可
- 保存樹林の伐採・移設について杜の都の環境をつくる審議会での審議
- 埋蔵文化財の発掘調査
- 国補助事業により公園として再整備を行った敷地である
- 広瀬川河岸の景観に対する配慮から、仙台市広瀬川清流保全審議会への報告が望ましい

- 都市公園の廃止は杜の都の環境をつくる審議会での議論が必要
- 都市計画公園の廃止について仙台市都市計画審議会での審議
- 公園でなくなることにより、近隣建物が建築基準法上の既存不適格（高さ制限）となる可能性がある
- 保存樹林の伐採・移設について杜の都の環境をつくる審議会での審議
- 国有地の買取が必要
- 国補助事業により公園として再整備を行った敷地である

- 都市公園の廃止は杜の都の環境をつくる審議会での議論が必要
- 都市計画公園の廃止について仙台市都市計画審議会での審議
- 公園でなくなることにより、近隣建物が建築基準法上の既存不適格（高さ制限）となる可能性がある
- 国補助事業により公園として再整備を行った敷地である

#### (4) 立地の選択に向けて

##### (20年後の仙台のまちのあり様から考える)

- 音楽ホールの整備には相当の年数が必要であり、さらに、開館後、その活動の成果がまちに現れてくるのにも相当の年数を要する。そのため、10年後、20年後の仙台のまちの姿、あり様を想定し、将来の仙台において最も可能性のある立地を選択して欲しい。

##### (まちづくりとして進める)

- 選定にあたっては、「3-1(1)候補地検討における課題、(2)音楽ホール整備全体に係る課題」に示したように、仙台市都心部のこれからのまちづくりと一体のものとして、関連するまちづくり施策を戦略的に展開することが必要である。
- 音楽ホールは、公演を目的としなくても気軽に人が集まることのできる利便性を備えた誘客の施設となることが求められる。
- 特に、まちの回遊拠点となるように、歩いて楽しい歩行動線の整備などの対応策を十分に検討することが必要である。
- 音楽ホールの整備と並行して開館に先行して取り組む施策、開館後における実際の活動の波及効果を踏まえた施策など、計画的な展開も望まれる。これら総合的な施策のセットとして検討することが大切である。

##### (新しい概念の文化芸術施設であることを認識する)

- 音楽ホールはホールだけではない文化芸術振興のための複合施設であり、市内だけでなく広域からの集客を想定する文化芸術の場であり、全国や東北大会などが適切に運営できることを目指す施設でもある。さらに、文化芸術の持つ力をまちづくりやまちの活性化、地域社会の課題解決につなげる取り組みを行う活動の拠点となるなど「新しい概念の文化芸術施設」である。
- これからの社会においても仙台が持続可能に成長し、広域的な都市としての役割を果たし、都市としての価値をより一層高め、市民生活のさらなる充実につなげるための総合的な取り組みが求められている。その一環として、音楽ホールの整備を位置付け、その立地の選択、さらに整備事業の推進を図ることを望むものである。

##### (市の総合力を発揮して取り組む)

- 懇話会及び専門部会では、ホール整備の立場より、客観的かつ専門的な視点から議論を行ったが、音楽ホール建設は本市のまちづくりに大きな影響を与えるものであり、市の基本計画、都市計画マスタープラン、緑の基本計画、文化財にかかる計画等関連する計画との整合や市民の合意形成を十分に図りながら、立地の検討に向けて検討を進められたい。



## 2. 事業手法について（本編 P65）

### （1）事業手法選択の前提与件

- 単にコストの問題だけではなく、音楽ホールの特性を十分に踏まえたうえで、適切な事業手法選択が行われるべきであり、そのポイントを提起した。

#### ■音楽ホールの特性

- ①特殊性・専門性の高い建築が適切に設計、施工される必要があること
- ②設計・施工と事業運営側との対話による推進が必要であること
- ③音楽ホールの持つ多様な機能を担う専門人材の育成と登用が必要であること
- ④事業運営については市との連携、公共性の確保が必要であること
- ⑤運営段階において、時代の変化に適切に対応できること

#### ■整備事業のあり方

- ①整備事業に不確実性が少なく、総合的に見て経費が低減でき、適切であること
- ②多様な条件下の候補地においても、適切に整備が進められること
- ③全ての整備段階において、市民合意形成・市民協働などが実現できること

### （2）その他の課題

- その他踏まえるべき音楽ホール整備事業の特性を確認した。

#### ■音楽ホール整備はWTO政府調達に関する協定対象事業

#### ■「PFI導入可能性調査」を実施するかどうかを検討すべき対象事業

### （3）公有地活用などPPPの積極的な導入について

- 音楽ホールの整備を単体で考えるのではなく、まちとセットでの価値を高めるという視点を持って、PPPの活用の可能性について検討してもらいたい。
- 特に、公有地活用を図っていくことはこれからのまちづくりの大きな課題であり、道路や公園といった公共空間を、より一層まちの価値を高めるものとして活用し、音楽ホールと相乗的な効果を発揮させていくことが期待される。（ただし、公園を敷地とする場合の公有不動産の活用については、法手続きとの関係で導入可能な手法に一定の制約が生じる。）

### （4）事業手法の選択

- 事業手法の選択においては、施設整備や運営段階でのコスト面だけではなく、管理運営や事業を行う管理運営主体のあり方、関わる文化芸術団体等との関係のあり方、さらに、まちづくりに対する効果や文化芸術振興拠点としてのあり方など、総合的な検討を行った上で決定をされたい。
- どのような事業手法を選択するとしても、期待する成果を得るためには、市自らの明確な意思と熱意と対応能力が必要である。ともすると民間の活力や知恵に依存しがちであるが、PPP、民間との協働を進めるには、なによりも市自身の姿勢が問われる。

## 第4章 今後に向けて

### 1. 市に期待すること（本編 P67）

#### （整備事業のスタートラインに向けて）

- 懇話会の位置づけは、建築計画的には施設整備の基本となる「基本構想」以前の段階、これから施設整備といった政策を形成していく過程の段階にあるといえる。このことは懇話会が専門的機関として重要な位置づけにあることを示している。比較的自由度の高いこの段階で、様々な検討を行うことが大切である。この段階での検討が不十分のままに基本構想に進んでしまうことが、その後の課題を生む原因になっているとも指摘がなされる。その意味で、有意義な検討が行われたのではないかと考える。

#### （充実しているとは言えないホール環境のなかで活発で多彩な活動が行われている）

- 仙台の大型ホールの現状は、2,000席規模のものがなく、既存施設は老朽化も進み、今日的な水準からすれば様々な課題を抱えている状況にある。しかし、そのなかでも東北の拠点都市として興行的な公演も多彩で活発であり、市民の文化芸術活動も非常に活発である。ホールでの活動だけではなく、まちを使ったフェスティバルといった活動も豊かで仙台の特徴の一つともなっている。まさに、楽都仙台、劇都仙台と名乗るに相応しいともいえる。

#### （大きな期待と厳しい現実の狭間で）

- 懇話会では、長年の市民の要望であり、政策的な課題でもあった音楽ホールの整備を具体的に検討することに、大きな期待を持つとともに、仙台のホール環境がこれを契機に都市の位置づけに相応しい環境に充実させていくことができれば、非常に望ましいことと考える。しかし一方で、日本社会はこれから縮退し、経済的な側面でも困難な時代を迎えると想定されている。それは仙台にとっても避けることはできない流れである。そのような中で、将来において、市民から造ってよかったといわれる施設とすることがどのようにすればできるのかといった点が大きな課題であったといえる。

#### （文化芸術の力は未来を拓く）

- 文化芸術振興基本法が制定されてから20年、日本の文化芸術政策は大きく発展してきた。また、東日本大震災からの復興過程で体験した文化芸術の持つ力は、被災地のみならず、日本の再生という視点からも、これからの困難な時代を切り拓く力であると確信されるようになってきている。国も文化芸術立国を宣言し、その実現に向けた施策を展開しようとしてきている。懇話会においても、これまでのホール施設のあり方に留まらず、次代に向けた新しい文化芸術振興のあり方、ホール施設のあり方を踏まえ、それらを理念、目的として掲げた。文化芸術はまだ未知の部分もあるが、幅広い分野で未来を切り拓く力があり、ホール施設はその力を社会に発揮していただくための拠点になり得るものである。

#### （仙台の持てる資源を活かし、仙台市の総合力を発揮していく必要）

- 音楽ホール整備を単なる施設整備事業ととらえるべきではない。仙台が持つ市民に支えられた文化芸術の底力、資源性を活かし、総合的な文化芸術政策、すなわち教育、福

社、観光、産業振興、国際交流、まちづくりと一体となった取組みにより、都市戦略としてこの整備事業を活用していくことが肝要である。この事業の成否は市の文化芸術に対する認識、姿勢に掛かっているといって過言ではない。ホール施設は決して単独では採算性が良い施設にはなり得ない。しかし、社会的な大きなサイクルでの投資と成果の循環を起こすことによって、大きな価値を生み出していくことができるものである。その点が公共施設として整備し、公共が関与することが必要な部分であり、まさに市の政策が問われるところである。

**(次代に向けた新しいまちづくり、都市創生の推進を図る拠点として)**

- ここに提起する新しい概念の文化施設である音楽ホールは、広域から様々な人が訪れ、まちの新しい回遊拠点となるべき施設である。さらに、人口減少等これからの困難な時代に向けては、多様な市民と協働のまちづくりを推進する社会的基盤として、都市の創生を推進していく拠点となり得るものである。文化芸術の力を介したまちづくりは、まちに新しい価値を生み出し、都市の魅力や活力、市民生活の豊かさに繋がるなど、大きな効果が期待できるものであり、その実現に向けて着実に取り組みを進めていくことが、今後の市の大きな責務である。

**(市民の理解と支援、民の力を活かし、創造的な挑戦を期待する)**

- 施設整備、運営体制構築、敷地の選定やまちと一体となった整備など、提案した課題の一部だけを見ても容易な課題ではない。しかし、文化芸術の根底にある創造性、クリエイティビティとは、従来からの考え方や発想の延長には無い、新しい価値を生み出すことである。懇話会報告の根底として市に求めるのはそのような創造性の発揮である。そのためには、なによりも市民の理解と支援、市の力だけではない民の力の協力がなければ推進できないであろう。音楽ホール整備に向けて、市の政策形成における創造力、クリエイティビティの発揮を期待するものである。

**2. 今後に向けて (本編 P68)**

- 今後に向けて留意すべき8点を掲げた。

**(1) 市の都市政策としての方針の決定とまちづくりと一体となった推進**

- 今後、敷地の決定、基本構想の策定へ進むにあたっては、音楽ホール単体ではなく、まちと一体となった整備を実現するために、都心機能の強化など市としてのより大きな政策課題に対する施策の中に、この音楽ホール整備を位置付け、総合的な都市創生の取組みとして推進されることが望まれる。
- 大型で事業期間の長いプロジェクトであり、官民のホール整備や改修・更新計画の状況の変化、再開発や都市更新の動向の変化など整備事業を取り巻く環境の変化には柔軟かつ的確で、迅速な対応ができるようにしていくべきである。

**(2) 震災復興の過程で果たした音楽、文化芸術の役割を一層推進する拠点としての重要性**

- 東日本大震災からの復興過程では音楽は人々の心の復興に大きな役割を果たし、文化芸術の力や役割が再認識される契機ともなった。被災地としてこのような文化芸術の持つ力を広く発信し、文化芸術が社会的役割を一層果たしていくために取り組むことは重要な役割

であり、その拠点として、音楽ホールの整備は強く求められる。

### (3) 宮城県民会館の後継施設との役割・機能の整理

- 宮城県では、市が2,000席規模のホールを含む音楽ホールを整備することを前提として昨年度実施した「宮城県民会館需要調査」の結果に基づき、宮城県民会館の後継施設のあり方について検討をはじめようとしている。音楽ホールについては一定の方向性を明確に示したが、県民会館の後継施設がどのような規模、機能を持つのかなど、県市で十分に情報共有を図り、相乗効果を得られる施設となるように、整理をすすめていただきたい。

### (4) スケジュールの明確化

- 敷地の決定や事業手法の決定などが前提となるが、整備事業のスケジュールを明確化し、目標年次の設定をすべきである。また、それに合わせ、他のホール施設の再編整備の計画的調整を図り、ホール施設といった文化芸術基盤が大きく欠損する状況が長期にわたり発生することの無いように、プロジェクトマネジメントを行う必要がある。

### (5) ソフト事業運営の枠組みと人材育成など先行的取組みの明確化

- ソフト面の事業運営の枠組み、方向性がまだ明確にはなっていない。できるだけ具体性ある方向性を早期に構築し、設計与件等として示していくことが必要である。また、従来から指摘されるアートマネジメント人材の問題だけでなく、まちづくりや地域社会課題解決と文化芸術を繋ぐ人材などは既存の育成機関ではなかなか得られない人材であり、早期にその対策を具体的に構築していくべきである。

### (6) 市民の関心の喚起、市民合意形成の努力

- 音楽ホール整備に関心の高い市民が多くいることは事実であるが、さらにそれを広げていくことが必要である。従来のホールとは異なる新しい文化施設としての音楽ホールのあり方を市民に知ってもらうためにも、市民の関心を喚起し、さらに、立地場所などについての市民合意が形成されるように努力していくことが求められる。

### (7) 市内文化施設の体系的再編

- 市内、特に都心部のホール施設等の文化施設は老朽化しているものが多く、その再編整備が大きな課題である。音楽ホール整備を契機に、それらの体系的な再編、これはハード面だけではなく管理運営面の課題も含め、貴重な公的資産が有効に機能していないといったことが無いように、現状を分析し、改善を図ることが期待される。この場合においても都心部の都市機能強化、まちづくりと連携して進められるべきである。

### (8) 音楽ホールという名称の課題

- この報告書で提起している音楽ホールとは、新しい文化芸術施設のあり方を示すものであり、その中心たる大ホールも「2,000席規模の生の音源に対応した音響重視の高機能多機能ホール」と想定している。音楽ホールといった呼称は、いわゆるクラシック音楽専用のコンサートホールを想定する場合が多いと思われる。それに匹敵した音響性能を有するが、多機能ホールとして多様な音楽、舞台芸術の利用を可能にする劇場としての性能も有するホールを提起している。幅広い市民の理解と支持を得ていくためにも、実態に相応しい呼称が必要と考えられ、別な呼称の使用を検討されることを望みたい。